

## 和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札 において付す条件である「和歌山県内の支店、営業所等」 の認定基準

この基準は、「和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札における発注の取扱い基準」第4（1）②における支店、営業所等（以下「営業所等」という。）として認定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 営業所等の定義

- （1） 営業所等は、次に掲げる要件（以下、「営業所要件」という。）の全てを満たすものであること。
  - ① 営業所等における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県民税及び事業税について、和歌山県に未納がないこと。
  - ② 営業所等に恒常的に雇用している職員が1人以上常勤していること。なお、常勤とは、原則として、休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者をいう。
  - ③ 営業所等に商号を表す看板等を表示し、事務を遂行するため必要な事務用品等が備わっていること。
  - ④ 営業所等として独立性を有すること。
- （2） 前号③に規定する必要な事務用品等が備わっていることとは、机、椅子、電話等の事務用品及び電気等の設備が備わっており、その他の設備も含め、常時営業所等として利用していることが明確であることとする。

前号④に規定する独立性を有するとは、営業を行うための当該営業所等専用でかつ情報の機密性が保持された状態の場所を有していることとする。

### 第2 営業所等の登録

- （1） 営業所等を有する者は、県に営業所等の登録を申請書（別紙様式1）により申請することができる。
- （2） 登録を受ける内容は、県内の営業所等の所在地及び当該営業所等の責任者名とし、営業所要件を満たしていることを証明する資料及び誓約書（別紙様式2）を添付しなければならない。
- （3） 前号に規定する証明する資料とは、県民税及び事業税については納税証明書、常時雇用については雇用保険の保険証、有効な健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書又は住民税特別徴収税額通知書の写し、看板等営業所等が実在することのわかる写真（事務所全景、看板、事務用品等の事務所内風景を写したもの）とす

る。

- (4) 和歌山県建設工事に係る委託業務の条件付き一般競争入札の入札参加条件における営業所等は、県に登録した営業所等とする。
- (5) 登録した者は、営業所等において営業所要件を満たさなくなった場合は、2週間以内に登録抹消の手続きをとらなければならない。
- (6) 正当な理由無く登録抹消の手続きをとらずに入札に参加し、落札した場合には、虚偽申請として厳格に対処する。

### **第3 営業所等の立入調査**

- (1) 県は、登録又は申請された営業所等について、必要に応じて立入調査を実施することとし、営業所等の責任者は、特別の理由がない限り調査に協力しなければならない。
- (2) 県は、特別の理由がなく調査を拒否した場合又は営業所の定義を満たさないと判断した場合には、登録を取り消すことができる。

### **第4 適用**

この取扱い基準は、令和6年12月2日以後に入札公告を行う委託業務について適用する。